

国立大学法人東北大学政府調達契約事務取扱細則

〔平成 16 年 4 月 1 日
理事（財務・人事担当）裁定〕

（目的）

第 1 条 この細則は、1994 年 4 月 15 日マラケッシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）を実施するため、国立大学法人東北大学（以下「本学」という。）が締結する契約のうち協定の適用を受けるものに関する基本的事項を定め、もって、政府調達契約の適正な取扱を図ることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この細則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 物品等動産（現金及び有価証券を除く。）及び著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 10 号の 2 に規定するプログラムをいう。
- 二 特定役務 協定の附属書 日本国の付表 4 に掲げるサービスに係る役務をいう。
- 三 建設工事 協定の附属書 日本国の付表 4 に掲げる建設工事をいう。
- 四 調達契約 物品等又は特定役務の調達のため締結される契約（当該物品等又は当該役務以外の物品等又は役務の調達が付随するものを含む。）をいう。
- 五 一連の調達契約 特定の需要に係る一の物品等若しくは特定役務又は同一の種類の上記の物品等若しくは特定役務の調達のため締結される二以上の調達契約をいう。

（適用範囲）

第 3 条 この細則は、本学の締結する調達契約であって、当該調達契約に係る予定価格（物品等の借入りに係る調達契約又は一定期間継続して提供を受ける特定役務の調達契約にあっては、借入期間又は提供を受ける期間の定めが 12 月以下の場合は当該期間における予定賃借料の総額又は特定役務の予定価格の総額とし、その他の場合は、1 月当たりの予定賃借料又は 1 月当たりの特定役務の予定価格に 48 を乗じて得た額とする。）が次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額以上であるもの（以下「特定調達契約」という。）に関する事務について適用する。

- 一 物品等の調達契約 国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和 55 年政令第 300 号（以下「国の特例政令」という。）第 3 条第 1 項に規定する財務大臣の定める額
- 二 特定役務のうち建設工事の調達契約 国の特例政令第 3 条第 1 項に規定する財務大臣の定める額
- 三 特定役務のうち建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスの調達契約 国の特例政令第 3 条第 1 項に規定する財務大臣の定める額

四 特定役務のうち上記以外の調達契約 国の特例政令第3条第1項に規定する財務大臣の定める額

- 2 前項の予定価格は、調達契約に関し単価についてその予定価格が定められる場合にあっては当該予定価格に当該調達契約により調達をすべき数量を乗じた額とし、一連の調達契約が締結される場合にあっては当該一連の調達契約により調達すべき物品等又は特定役務の予定価格の合計額とする。

(競争参加者の資格に関する審査等)

第4条 国立大学法人東北大学会計規程(以下「会計規程」という。)第4条第2項に規定する財務及び会計に関する委任を受けた理事(以下「財務担当理事」という。)は、その事務につき特定調達契約の締結が見込まれるときは、国立大学法人東北大学契約事務取扱細則(以下「契約事務取扱細則」という。)第8条第2項による審査を随時行うものとする。

- 2 財務担当理事は、契約事務取扱細則第8条第1項の規定により一般競争に参加する者に必要な資格が定められている場合において、特定調達契約の締結が見込まれるときは、基本となるべき事項等について、官報により公示しなければならない。

(一般競争の公告)

第5条 国立大学法人東北大学会計規程(平成16年規第77号)(以下「会計規程」という。)第4条第2項に定める財務及び会計に関する事務の委任を受けた理事(以下「財務担当理事」という。)は、この細則が適用される調達契約(以下「特定調達契約」という。)を会計規程第39条第1項の競争(以下「一般競争」という。)に付するときは、その入札期日の前日から起算して少なくとも40日前(一連の調達契約のうち最初の契約以外の契約に係る一般競争については24日前)に官報により公告しなければならない。ただし、急を要する場合は、その期間を10日まで短縮することができる。

- 2 財務担当理事は、入札者若しくは落札者がいない場合又は落札者が契約を結ばない場合において、更に入札に付するときは、前項による公告の期間は短縮することができない。

(一般競争について公告をする事項)

第6条 前条による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 一般競争入札に付する事項
- 二 一般競争に参加する者に必要な資格に関する事項
- 三 契約条項を示す場所
- 四 一般競争を執行する場所及び日時
- 五 会計規程第44条第1項に規定する入札保証金に関する事項
- 六 一連の調達契約は、当該一連の調達契約のうち1の契約による調達後において調達が予定される物品等又は特定役務の名称、数量及びその入札の公告の予定時期並びに当該一連の調達契約のうち最初の契約に係る入札の公告の日付
- 七 第9条に規定する文書の交付に関する事項
- 八 落札者の決定の方法

- 2 財務担当理事は、前項の公告において、当該公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする旨を明らかにしなければならない。
- 3 財務担当理事は、第1項の規定による公告において、財務担当理事の氏名及びその所属する部局の名称並びに契約の手続きにおいて使用する言語を明らかにするほか、次の各号に掲げる事項を、英語により、記載するものとする。
 - 一 調達する物品等又は特定役務の名称及び数量
 - 二 入札期日
 - 三 財務担当理事の氏名及びその所属する法人の名称

(公告に係る一般競争に参加しようとする者の取扱い)

- 第7条 財務担当理事は、特定調達契約につき一般競争に付そうとする場合において公告をした後に、当該公告に係る一般競争に参加しようとする者があったときは、速やかにその者が契約事務取扱細則第8条に規定する競争参加者の資格を有するかどうかについて確認しなければならない。
- 2 財務担当理事は、特定調達契約につき一般競争に参加する者から入札書が第1項の規定による確認の終了前に提出された場合においては、その者が開札のときにおいて、契約事務取扱細則第8条に規定する競争に参加する者に必要な資格を有すると認められることを条件として、当該入札書を受理するものとする。
 - 3 財務担当理事は、開札の日時まで第1項の規定による確認を終了することができないおそれがあると見込まれるときは、あらかじめ、その旨を当該一般競争に参加しようとする者に通知しなければならない。

(郵便による入札)

- 第8条 財務担当理事は、特定調達契約につき郵便による入札を禁止してはならない。

(入札説明書の交付)

- 第9条 財務担当理事は、特定調達契約を一般競争に付すときは、これらの競争に参加しようとする者に対し、その者の申請により、次の各号に掲げる事項を記載した入札説明書を交付するものとする。
- 一 第6条第1項の規定により公告又は公示するものとされている事項(第6条第1項第7号に掲げる事項を除く。)
 - 二 調達をする物品等又は特定役務の仕様その他の明細
 - 三 開札に立ち会う者に関する事項
 - 四 財務担当理事の氏名並びにその所属する法人の名称及び所在地
 - 五 契約の手続きにおいて使用する言語
 - 六 その他必要な書類

(随意契約によることができる場合)

- 第10条 財務担当理事が、特定調達契約を会計規程第39条第1項ただし書に規定する

随意契約によることができる場合は、次の各号に掲げる場合に限るものとする。

- 一 一般競争に付しても入札者がいない場合又は再度の入札をしても落札者がいない場合。(ただし、会計規程第44条第1項に規定する契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争に付するときに定めた条件を変更することができない。)
 - 二 落札者が契約を結ばないときで、落札金額の制限内で契約する場合。(ただし、履行期限を除くほか、最初競争に付するときに定めた条件を変更することができない。)
 - 三 他の物品等をもって代替させることができない芸術品又は特許権等の排他的権利に係る物品等若しくは特定役務を調達するときに、当該調達の相手方が特定されている場合
 - 四 既に調達した物品等(以下、この号において「既調達物品等」という。)の交換部品その他既調達物品等に接続して使用する物品等を調達するときに、既調達物品等の調達の相手方以外から調達をしたならば既調達物品等の使用に著しい障害が生ずるおそれがある場合
 - 五 本学の委託に基づく試験研究の結果製造された試作品等を調達する場合
 - 六 既に契約を締結した建設工事(以下、この号において「既契約工事」という。)について、施工上予見し難い事由が生じたことにより既契約工事を完成するために施工しなければならなくなった追加の建設工事(以下、この号において「追加工事」という。)で追加工事の契約に係る予定価格に相当する金額(この号に掲げる場合に該当し、かつ、随意契約の方法により契約を締結した既契約工事に係る追加工事がある場合には、追加工事の契約金額(追加工事が2以上ある場合には、それぞれの契約金額を合算した金額)を加えた金額とする。)が既契約工事の契約金額の100分の50以下であるものの調達をするときに、既契約工事の調達の相手方以外の者から調達したならば既契約工事の完成を確保する上で著しい支障が生ずるおそれがある場合
 - 七 緊急の必要により競争を付することができない場合
 - 八 事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会又は商工組合若しくは商工組合連合会の保護育成のためこれらの者から直接に物品等を買入れる場合
- 2 財務担当理事は、前項第3号から第8号の随意契約をしようとする場合は、会計規程第5条に規定する部局長(以下「部局長」という。)に対して速やかに随意契約審査委員会の設置を要請し、部局長は必要な事由を記載し委嘱するものとする。
 - 3 部局長は、随意契約委員会の結論に基づき随意契約によろうとする場合は、随意契約審査記録票を作成し、財務担当理事へ提出するものとする。

(落札者の決定に関する通知等)

第11条 財務担当理事は、特定調達契約を一般競争に付した場合において、落札者の決定をしたときは、その日の翌日から起算して7日以内に、落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所並びに落札金額を落札者とされなかった入札者に書面により通知するものとする。この場合において、落札者とされなかった入札者から請求があるときは、請求を行った入札者が落札者とされなかった理由(請求を行った入札者の入札の入札が無効とされた場合にあつては、無効とされた理由)を、請求を行った入札者に通知するものとする。

(落札者等の公示)

第 1 2 条 財務担当理事は、特定調達契約を一般競争により落札者を決定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときは、その日の翌日から起算して 7 2 日以内に、次の各号に掲げる事項を官報により公示しなければならない。

- 一 落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量
- 二 財務担当理事の氏名並びに法人の名称及び所在地
- 三 落札者又は随意契約の相手方を決定した日
- 四 落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所
- 五 落札金額又は随意契約の相手方の氏名及び住所
- 六 契約の相手方を決定した手続き
- 七 一般競争に付することとした場合には、第 5 条の規定による公告を行った日

(一般競争に関する記録)

第 1 3 条 財務担当理事は、特定調達契約を一般競争に付した場合において、落札者を決定したときは、次の各号に掲げる事項について、記録を作成し、保管するものとする。

- 一 入札者及び開札に立ち会った者の氏名
- 二 入札者の申込みに係る価格
- 三 落札者の氏名、落札金額及び落札者の決定の理由
- 四 無効とされた入札がある場合には、入札の内容及び無効とされた理由
- 五 第 7 条第 3 項の規定により通知した場合には、通知に関する事項
- 六 その他必要な事項

(随意契約に関する記録)

第 1 4 条 財務担当理事は、特定調達契約を随意契約によった場合には、当該随意契約の内容及び随意契約をすることとした理由について、記録を作成し、保管するものとする。

(苦情の処理)

第 1 5 条 財務担当理事は、特定調達契約で落札者とされなかった入札者からの苦情その他特定調達契約に係る苦情の処理に当たる職員を指定するものとする。

(雑則)

第 1 6 条 この細則に定めるもののほか、政府調達契約に関し、必要な事項は別に定める。

附則

この細則は、平成 1 6 年 4 月 1 日から実施する。